

小美玉市告示第 1 9 5 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第2項の規定により、以下の歳入等の収納事務(以下、特定収納事務)を地方税共同機構に行わせることとしたのでこれを告示する。

令和 8 年 7 月 2 7 日

小美玉市長 島田 幸三

- 1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日
令和 8 年 9 月 24 日
- 2 特定収入事務にかかる歳入等
 - ・地方自治法第 243 条の 2 の 7 第 2 項に基づく政令に定める方法により納付されるもの
 - ・歳入等及びこれらに係る誤払金等の戻入
 - ・道路占用料、公共物占用使用料、市有地占用料
 - ・介護保険料、後期高齢者医療保険料
 - ・分担金、負担金、使用料、手数料、その他公金等